

学校で感染者が発生した場合の対応マニュアル（八文字学園）

文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)より抜粋

○学生または教職員の感染が判明した場合の対応

- ① 学校への連絡：感染が判明した場合には、医療機関から本人に連絡があると同時に医療機関から保健所に届け出がされる。学校には本人または保護者から早急に連絡する。
- ② 感染者の行動履歴等のヒアリングは保健所が行う。この際、学校の協力が必要な場合がある。学校は文科省に連絡する。
- ③ 保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部または一部を臨時休業にする。
- ④ 理事長、学校長、副校長、教頭は保健所の調査や産業医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況を踏まえ、学校内での感染が広がっている可能性について検討する。
 - ・学校内での活動の状況
 - ・接触者の多寡
 - ・地域における感染拡大の状況
 - ・感染経路の明否
- ⑤ 感染した学生や職員、濃厚接触者を出席・出勤停止にする。濃厚接触者の出席・出勤停止期間は感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間である。
- ⑥ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校の一部または全部を臨時休業とする。

なお、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の学生等に感染を広めている可能性が低い場合には、学校の臨時休業の可能性は低くなる。また、感染者のプライバシーを尊重する。

○学校内の消毒

- ① 保健所と連携して消毒を行う。必ずしも学校全体を行う必要はない。
- ② 感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。この場合、症状のない濃厚接触者が触った物品の消毒は不要とされている。なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は1～3日といわれており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止にするなども考慮される。

○学校内で体調不良者が発生した場合の対応

発熱等の風邪症状が発生した場合は安全に帰宅させ、症状が無くなるまで自宅療養を指導する。この場合、欠席ではなく出席・出勤停止とする。

学生・教職員は、免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心掛けてください。